秋選管告示第十四号

平成三十一年二月二十六日公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を次のように改正する。公職選挙執行規程の一部を改正する規程

・ (証紙) と では、	略 2 略 2 略 2 略 2 B (どうの届出等) (大き図画の頒布)第一項第一号、第二号、 四十 (大き図画の頒布)第一項第一号、第二号、 四十 (大き図画の頒布)第一項第一号、第二号、 は第 (大き図画の別をによる届出は、別記第三号 は第 (大き図表の二、衆議院小選挙区選出議員、参議院秋田県選 第十条 (ビラの届出等) (ビラの届出等)	改正後
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 略 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	改正前

第十号様式の二、第十一号様式その2中「梨田洄呇

- 1 -

この規程は、附則 平成三十一年三月一日から施行する。